マイナンバー法施行により紙の申請書と各種書類を提出する必要があります

ふるさと納税ワンストップ特例制度

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入方法

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度：確定申告や住民税申告をもともと要しない給与所得者等の方が申請をすることで、確定申告等の手続きをしなくても住民税の控除が受けられる特例制度

申請を希望される方は、申請書に必要事項を記入・必要書類を同封のうえ嬉野市役所まで提出してください。「 ① 」「 ② 」ともにチェックしない方はワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税の申告を行ってください。

※ご提出期限：ご入金日の翌年1月10日（必着）

提出先：〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769
嬉野市役所秘書広報課 ふるさと納税係宛 TEL0954-66-9115

提出日を記入

令和 ○ 年寄附　　市町村民税 / 道府県民税　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 ○ 年○ 月○ 日　嬉野市長　様	
住所	〒○○○-○○○○ **○○県○○市□□町△△番地**
電話番号	**000-000-0000**

整理番号	
フリガナ	ウレシノ　タロウ
氏　名	**嬉野 太郎**
個人番号	○○○○○○○○○○○○
生年月日	明・大・昭・平　40 ・ 1 ・ 1

マイナンバーを記入

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人…るための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載してく…

あなたが支出した嬉野市に対する寄附金について、地方税法附則…税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用…を記載してください。

住民税納付先住所を記入

※記入いただいた住所と、住民税納付先住所が異なる場合は、申請を受け付けることができません。住所に変更が生じた際には、変更届けの提出をよろしくお願いいたします。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の 1 月 10 日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第 7 条第 6 項（第 13 項）各号のいずれかに…金（同項第 4 号に該当する場合にあっては、同号に係るも…ます。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるた…申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をする毎に記入

1．嬉野市に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	○○，○○○ 円

2．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）に規定する申告特例対象寄附者である	✔

（注）　地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）に規定する申告特例対象寄附者とは、（1）及び（2）に該当すると見込まれる者をいいます。

（1）　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第 120 条第 1 項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第 121 条（第 1 項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

（2）　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②　地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者である	✔

（注）　地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が 5 以下であると見込まれる者をいいます。

★①と②両方のチェックがない方は、この申請書は提出できません！

①　確定申告（または住民税申告）をしない方はチェックしてください

※確定申告を行わなければならない自営業者の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

②　寄付先の団体が 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）で 5 団体以内の場合はチェックしてください

※６団体以上になったら、必ず確定申告または住民税申告にてふるさと納税の申告を行ってください。

●ワンストップ特例申請をされた方が確定申告または住民税申告をした場合は、ワンストップ特例申請がなかったものとして取り扱われます。
●住所等が変更になった場合は「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要となります。